

# BRAZIL

## ラテンアメリカ法ガイド ブラジル編

第1版



NAGASHIMA OHNO & TSUNEMATSU



ラテンアメリカ法ガイド  
ブラジル編  
【第1版】

NAGASHIMA OHNO & TSUNEMATSU

NAGASHIMA OHNO & TSUNEMATSU

# Contents

<b>I</b>	<b>ブラジルの基本情報</b>	<b>6</b>	<b>6</b>	<b>6</b> 不動産の税制	17
	<b>1</b> 基礎情報	6			
	<b>2</b> 経済状況	7			
	(1) 近年の経済状況	7			
	(2) 進出のメリット・デメリット	7			
	(3) 現地企業の情報	7			
	<b>3</b> 法体系	8			
<b>II</b>	<b>ブラジルへの進出</b>	<b>9</b>		<b>V</b>	<b>知的財産権</b>
	<b>1</b> 進出の態様	9			<b>19</b>
	<b>2</b> 外国資本による投資等が禁止又は制限される事業分野	9		<b>1</b> 特許権	19
	<b>3</b> 外国資本による不動産取得・使用規制	9		<b>2</b> 商標権	19
	<b>4</b> 複雑な税制	10		<b>3</b> 意匠権	20
	<b>5</b> 外貨送金に関する規制	10		<b>4</b> 著作権及びソフトウェア	20
	<b>6</b> 輸出入規制	10		<b>5</b> ライセンスとINPI	20
<b>III</b>	<b>会社の設立・運営等</b>	<b>11</b>		<b>VI</b>	<b>ファイナンス</b>
	<b>1</b> 有限会社と株式会社	11			<b>22</b>
	<b>2</b> 有限会社の設立	15		<b>1</b> 増資	22
	<b>3</b> 株主（持分権者）の有限責任について	15		<b>2</b> 借入れ	22
				<b>3</b> 担保	22
<b>IV</b>	<b>不動産</b>	<b>16</b>		<b>VII</b>	<b>M&amp;A</b>
	<b>1</b> 不動産に関する法制度	16			<b>24</b>
	<b>2</b> 登記制度	16		<b>1</b> ストラクチャー	24
	<b>3</b> 外国人による不動産の保有	16		<b>2</b> M&A取引のプロセス	24
	<b>4</b> 不動産賃貸借	17		<b>3</b> 最終契約の内容	25
	<b>5</b> 不動産の担保権	17		<b>4</b> 企業結合規制	26
				<b>VIII</b>	<b>人事・労務</b>
					<b>27</b>
				<b>1</b> 労働条件等	27
				<b>2</b> 雇用契約の終了	27
				(1) 雇用の開始と終了（解雇）	27
				(2) 解雇手当等	28
				(3) 従業員からの雇用契約終了	28
				(4) 正当な理由による解雇	29
				(5) 権利放棄・債務免除及び仲裁	29
				<b>3</b> 労働組合	29
				<b>4</b> 外国人駐在員の雇用規制	29

<b>IX</b>	<b>紛争解決</b>	<b>31</b>
	1 準拠法の選択	31
	2 裁判手続	31
	3 仲裁手続	32
<b>X</b>	<b>為替管理</b>	<b>33</b>
<b>XI</b>	<b>コンプライアンス（腐敗防止法）</b>	<b>34</b>
	1 概要	34
	2 CCAの特徴	34
	3 組織犯罪法	36
<b>XII</b>	<b>倒産</b>	<b>37</b>
	1 総論	37
	2 破産	37
	3 裁判上の再生手続	38
	4 裁判外の再生手続	39
<b>XIII</b>	<b>撤退</b>	<b>40</b>
	1 総論	40
	2 事業売却による撤退	40
	3 事業の終結による撤退	40

# 長島・大野・常松 法律事務所

NAGASHIMA OHNO & TSUNEMATSU

長島・大野・常松法律事務所は、400名を超える弁護士が所属する日本有数の総合法律事務所です。企業法務におけるあらゆる分野のリーガルサービスをワンストップで提供し、国内案件及び国際案件の双方に豊富な経験と実績を有しています。

2018年3月現在、当事務所は、東京、ニューヨーク、シンガポール、バンコク、ホーチミン、ハノイ及び上海にオフィスを構えるほか、ジャカルタに現地デスクを設け、北京にも弁護士を派遣しています。また、東京オフィス内には、日本企業によるラテンアメリカ地域への進出や業務展開を支援するラテンアメリカプラクティスチームが組織されています。当事務所は、国内外の拠点で執務する弁護士が緊密な連携を図り、更に現地の有力な法律事務所との提携及び協力関係も活かして、特定の国・地域に限定されない総合的なリーガルサービスを提供しています。

[www.noandt.com](http://www.noandt.com)

## ◆東京オフィス

〒100-7036 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 J Pタワー  
TEL: +81-3-6889-7000 FAX: +81-3-6889-8000

## ◆アジア地域の拠点

シンガポール (Nagashima Ohno & Tsunematsu Singapore LLP)  
バンコク (Nagashima Ohno & Tsunematsu (Thailand) Co., Ltd.)  
ホーチミン (Nagashima Ohno & Tsunematsu HCMC Branch)  
ハノイ (Nagashima Ohno & Tsunematsu Hanoi Branch)  
ジャカルタ (Nagashima Ohno & Tsunematsu Jakarta Desk (c/o Soemadipradja & Tahr))  
上海 (日本長島・大野・常松法律事務所駐上海代表処)  
北京 (中倫法律事務所 北京オフィスに当事務所の弁護士が駐在)

## ◆米州地域の拠点

ニューヨーク (Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP)

## [連絡先]

三笥 裕 hiroshi\_mitoma@noandt.com (東京オフィス パートナー)  
塚本 宏達 hironobu\_tsukamoto@noandt.com (ニューヨーク・オフィス 共同代表)  
井本 吉俊 yoshitoshi\_imoto@noandt.com (東京オフィス パートナー)  
笠原 康弘 yasuihiro\_kasahara@noandt.com (東京オフィス パートナー)

## ラテンアメリカプラクティスチームのご紹介

当事務所のラテンアメリカプラクティスチームは、南米地域の様々な案件を手掛け、豊富な実績を持ち、ラテンアメリカに関する充実したリーガルサービスを提供できる体制を構築しています。



本ガイドは各位のご参考のために一般的な情報を記載したものであり、法的助言を構成するものではなく、個別具体的事案に関するものではありません。個別具体的事案に係る問題については、長島・大野・常松法律事務所の弁護士にご相談ください。

別段の記述のない限り、本ガイドの内容は2018年3月現在の情報です。

2018年5月 第1版発行

本ガイドは、Pinheiro Neto Advogadosの協力を得て作成したものです。

## Pinheiro Neto Advogados

Rua Hungria, 1.100,  
São Paulo, SP Brazil  
01455-906

T: +55-11-3247-8400  
E: [japandesk@pn.com.br](mailto:japandesk@pn.com.br)  
W: [www.pinheironeto.com.br](http://www.pinheironeto.com.br)

Alexandre Bertoldi [abertoldi@pn.com.br](mailto:abertoldi@pn.com.br)  
Bruno Balduccini [bbalduccini@pn.com.br](mailto:bbalduccini@pn.com.br)  
Yuka Ono [yono@pn.com.br](mailto:yono@pn.com.br) (+55-11-3247-8419)